

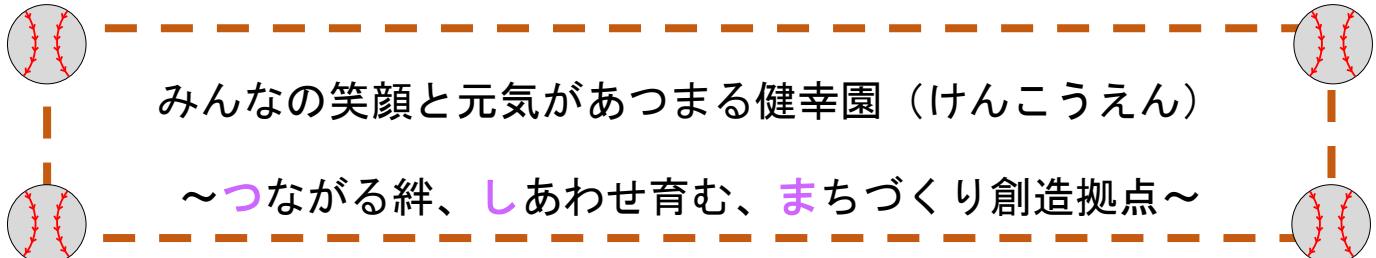
東公園一帯整備基本構想通信 vol.3

津島市教育委員会社会教育課東公園整備推進室スポーツ振興グループ

電話 55-9428

東公園一帯整備基本構想の概略について

1 東公園一帯整備基本構想の概略



この基本理念は、東公園の整備を通して実現したい未来の姿を示すものです。東公園が単にスポーツをする場としてではなく、多彩なコミュニティを生み出す場となるため、スポーツをする人・しない人、住まいが市内・市外、性別や年齢、国籍、障がいの有無に関わらず、あらゆる人を対象に、みんなが集い・憩い・楽しめる場の創出が必要であると考えています。

コミュニティは地域の核であり、地域とスポーツをかけ合わせることにより、新たなコミュニティの創出や地域交流の展開、さらには時代を担う人材育成など、様々な波及効果を地域にもたらすことを期待しています。

まち・地域・ひとが東公園の整備により元気になっていく、そんな公園づくりを目指していきます。

この基本理念の実現に向けて、以下の4つの基本方針を定めます。

基本方針	取組の展開
基本方針1 まちづくりの拠点性を高めるための施設の整備	多様化する市民ニーズを捉えた新たな施設整備を行い、まちづくりの拠点となるよう進めます。
基本方針2 誰もが快適に利用できる既存施設の機能強化	現在ある施設でも機能強化することで市民ニーズに対応できるように機能強化を進めます。
基本方針3 幅広い世代が多様な活動を行うまちづくり拠点の形成	子どもから高齢者の方まで、いつでも来て楽しめる空間づくりを進めます。
基本方針4 市民の安全・安心を支える公園機能の強化	自然災害時や厳しい暑さの夏でも雨の日でも安全・安心に使える公園づくりを進めます。

2 第3回東公園一帯整備基本構想策定協議会

令和7年9月26日に第3回東公園一帯整備基本構想策定協議会を開催しました。協議会では、基本理念と基本方針、導入施設・機能の検討、導入施設・規模の考え方、整備エリアの設定、施設配置案の検討について委員のみなさまと意見交換をしました。導入施設・機能の検討、導入施設・規模の考え方については市内スポーツ団体の各競技団体とヒアリングを実施し、各施設に求める機能について整理しました。



導入施設	求める機能・要件
総合体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・メインアリーナ、サブアリーナを建設してほしい ・試合を観戦する観客席を設置してほしい ・備品を保管するクラブハウスがあると活動しやすい ・会議室、多目的室、スポーツジム、展示場があると良い ・地区大会が開催できるような体育館があれば良い
屋内プール	<ul style="list-style-type: none"> ・公認では 50 メートルプールだが、25 メートルで良い ・8 コース程度あれば良い
野球場	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症対策として夜間照明を設置してほしい ・試合を観戦する観客席を設置してほしい ・必要な数の洋式トイレを設置してほしい
テニスコート	<ul style="list-style-type: none"> ・8 面以上的人工芝のコートがほしい ・熱中症対策として夜間照明や休憩スペースを設置してほしい ・地区大会が開催できるようにしてほしい
サッカー場	<ul style="list-style-type: none"> ・105 メートル×68 メートルのグラウンドがあれば良い ・熱中症対策として夜間照明を設置してほしい ・試合を観戦する観客席を設置してほしい ・備品を保管するクラブハウスがあると活動しやすい
ランニング・ウォーキングコース	<ul style="list-style-type: none"> ・公園内の周遊コースや市民の森へ続くようなコースを検討してほしい
アーバンスポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> ・スケートボードパークを新設してほしい ・騒音対策はして快適に利用できるようにしてほしい ・パークに隣接して駐車場があれば良い
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の増設は必要になってくる ・マイクロバスなどの大型車両が停められる駐車場があれば大会を誘致しやすい
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントで利用できる屋根付きフリースペースを作ってほしい ・子育て世代の交流促進が図れる魅力的な遊び場を整備してほしい ・自然災害発生時に防災拠点として活用できるよう整備してほしい

整備エリアの設定は、東公園だけではなく東公園の北側にある市民の森との連続性を確保するようにエリアを設定しました。既存の東公園と一帯整備することにより、両公園の利用価値を高めることができ、東公園を縦断する既存の遊歩道を市民の森までつながる道路として整備することで、南北に連なる新しい東公園として一体感のある景観と空間を創出できると考えます。

その整備エリアを踏まえ、4つの施設配置案を示し、施設配置を行う上での条件、特徴及び方針について説明し、施設配置の在り方や防災上の課題及び道路を含めたインフラの整備など積極的に協議しました。

《 バックナンバー 》

東公園一帯整備基本構想策定に向けた東公園一帯整備基本構想策定協議会の内容を公開しています。興味のある方は右の二次元コードよりご確認ください。

次回、「東公園一帯整備基本構想通信 vol. 4」は令和8年1月ごろ発行予定

東公園一帯整備
基本構想策定
協議会の内容は
こちらから

